

グローバル Biz 専門職大学 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 グローバル Biz 専門職大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法の定めるところに従い、「理論に裏付けられた高度な実践力を重んじ、国際社会において真に活躍する人材の育成」という創立理念の下、IT 知識と技能を有し、語学力と国際感覚を備えた専門職の人材を養成し、産業界において、その推進を支え、発展に貢献できることを目的とする。

(自己点検・評価)

第2条 本学は、その教育研究の一層の充実を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況を点検し評価を行い、公表するものとする。

(情報の公表)

第3条 本学は、大学としての公共性に鑑み、社会に対する説明責任を果たすために、本学における教育研究活動等の状況について情報を公表する。

第2章 組織

(学部・学科)

第4条 本学に次の学部・学科を置く。

グローバルビジネス学部 グローバルビジネス学科

(人材養成等教育研究上の目的)

第4条の2 本学における人材養成等教育研究上の目的は、次のとおりとする。

グローバルビジネス学部 グローバルビジネス学科

本学は、4年間を通して、グローバルビジネスの現場において求められる経営力、語学力、コミュニケーション能力を身につけ、斬新な発想力（Inspiration）と豊かな想像力（Imagination）をもって、リーダーシップを発揮し、イノベーション（Innovation）を起こすことのできる人材の養成を目的としている。

(図書室)

第5条 本学に図書室を置く。

(事務局)

第6条 本学に、大学の事務を管理するため、事務局を置く。

第3章 職員組織

(職員)

第7条 本学に学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員を置く。

2 前項に定める者のほか、副学長その他必要な職員を置くことができる。

(学長)

3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(学部長)

第8条 学部に学部長を置き、教授をもって充てる。

(図書室長)

第9条 図書室に室長を置き、本学の教員をもって充てる。

(事務局長)

第10条 事務局に事務局長を置き、事務職員をもって充てる。

第4章 教授会及び委員会

(教授会)

第11条 学部に教授会を置く。

2 教授会は、学部に属する次の各号に掲げる者で構成する。

- (1) 教授
- (2) 准教授
- (3) 専任講師
- (4) 助教

3 教授会は、必要に応じて、前項にかかげる以外の教職員を出席させることができる。

4 教授会は、学部長が必要と認めたとき、または構成員の3分の1以上の要求があったとき、学部長がこれを招集してその議長となる。学部長に支障があるときは、その指名により他の教授がこれを代行する。

5 学長は、必要と認めたとき、教授会の招集を要請し、または教授会に出席して発言することができる。

6 教授会は、次に掲げる事項について審議し、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学部の学科および専攻の新設、増設、廃止、変更に関する事項
- (2) 学則および学部諸規程の制定、改廃に関する事項
- (3) 教員の人事に関する事項
- (4) 学科課程、授業および学力考査に関する事項
- (5) 学生の入学、卒業、その他学生の身上に関する事項
- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) 学生の定数に関する事項
- (8) 学校法人および大学の諸規程において、教授会の議を経ることを要すると定められた事項
- (9) その他、研究および教学に関する事項

7 学部長は、教授会の議決を執行し、学部を代表する。

8 この学則に定めるものの他、教授会の組織、運営等に関する事項は、教授会規程に定める。

(委員会)

第12条 本学に、大学全体に関する事項について審議するため、入試委員会、広報企画委員会 その他の委員会を置くことができる。

(教育課程連携協議会)

第13条 本学に教育課程連携協議会を置く。

2 教育課程連携協議会は、産業界や地域社会と連携して教育課程を編成するために企業や関係団体等から選出された委員と本学の職員をもって構成し、教育課程への提言をとりまとめ、学長に報告する。

3 教育課程連携協議会に関し必要な事項は、教育課程連携協議会規程（案）に定める。

第5章 学年、学期及び休業日

(学年)

第14条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第15条 学年を次の2学期に分ける。

春学期 4月1日から9月15日まで

秋学期 9月16日から翌年3月31日まで

(休業日)

第 16 条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 土曜日
 - (3) 国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に定める休日
 - (4) 春季休業 3 月 20 日から 4 月 5 日まで
 - (5) 夏季休業 8 月 1 日から 9 月 15 日まで
 - (6) 冬季休業 12 月 25 日から翌年 1 月 5 日まで
- 2 必要がある場合は、学長は、前項の休業日を変更することができる。
 - 3 第 1 項に定めるもののほか、学長は、臨時の休業日を定めることができる。

第 6 章 収容定員、修業年限・学位 及び在学年限

(収容定員)

第 17 条 収容定員は次のとおりとする。

学部名・学科名	入学定員 (人)	編入学 定員 (人)	収容定員 (人)
グローバルビジネス学部 (英訳名 : Faculty of Global Business) グローバルビジネス学科 (英訳名 : Department of Global Business)	98	-	392

(修業年限・学位)

第 18 条 学部の修業年限は、4 年とする。

(学位名)

グローバルビジネス学士（専門職）
(英訳名 : Bachelor of Global Business)

(在学年限)

第 19 条 学生は、8 年を超えて在学できない。ただし、第 25 条第 1 項の規定により入学した学生は、同条第 2 項の規定により定められた在学すべき年数の 2 倍に相当する年数を超えて在学できない。

第 7 章 入学

(入学の時期)

第 20 条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、次条第 3 号から第 5 号までに該当する者（第 5 号にあっては、国際バカロレア資格、アビトゥア資格及びバカロレア資格を有する者で満 18 歳に達した者に限る。）並びに第 25 条に規定する者については、学期の始めとすることができる。

（入学資格）

第 21 条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程に相当する課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が 3 年以上あることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以降に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号）第 150 条第 4 号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（大学入学資格検定規程（昭和 26 年文部省令第 13 号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18 歳に達した者

（入学の志願）

第 22 条 本学への入学を志願する者は、所定の期日までに入学願書に所定の入学検定料及び別表 2 に定める書類を添えて提出しなければならない。

（入学者の選考）

第 23 条 前条の入学志願者については、別表 2 に定めるところにより、選考を行う。

（入学手続及び入学許可）

第 24 条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、宣誓書、身元保証書その他所定の書類を提出するとともに、所定の入学金を納付しなければならない。

- 2 学長は前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(編入学、転入学及び再入学)

第 25 条 次の各号の一に該当する者で、本学への入学を志願する者があるときは、若干名に限り、選考の上、相当年次に入学を許可することができる。

- (1) 大学を卒業した者又は退学した者
- (2) 短期大学、高等専門学校、国立工業教員養成所又は国立養護教諭養成所を卒業した者
- (3) その他大学において、相当の年齢に達し、短期大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

2 前項の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び単位数の取扱い並びに在学すべき年数については、教授会の議を経て、学長が決定する。

第 8 章 教育課程及び履修方法等

(教育課程の編成方針)

第 26 条 本学においては、学部及び学科等の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する。

2 前項の規定による授業科目の開設、教育課程の編成及びそれらの見直しは、教育課程連携協議会の意見を基に、教務委員会において審議するとともに、適切な体制を整えて行うものとする。

3 本学は、授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修の実施に努めるものとする。

(授業科目)

第 27 条 授業科目は、基礎科目、職業専門科目、展開科目及び総合科目に分ける。授業科目及び単位数は別表 1 のとおりとする。

(単位の計算方法)

第 28 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で 1 単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で 1 単位とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、プロジェクト研究については、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業期間)

第 29 条 1 年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35 週にわたることを原則

とする。

(履修方法)

第 30 条 履修する授業科目は毎学年所定の期間に履修登録を行わなければならない。履修科目として登録することのできる単位数は、別表 1 に定める履修単位数上限のとおりとする。

(単位の授与)

第 31 条 授業科目を履修し、試験に合格した者には、その授業科目の修得を認定し、所定の単位を与える。ただし、第 30 条に規定する授業科目については、試験に代えて適切な方法により学修の成果を評価して単位を授与することができる。

(試験の方法)

第 32 条 試験は、筆答（報告を含む。）又は口頭によって行う。

(他大学における授業科目の履修等)

第 33 条 教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協議に基づき、学生が当該他大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の特攻科における学修及びその他文部科学大臣が別に定める学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位については、教授会の議に基づき、合わせて 60 単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 34 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位（専門職大学設置基準（平成 29 年文部科学省令第 33 号）第 28 条第 1 項に定める科目等履修生として修得した単位を含む。）を、本学入学後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 教育上有益と認めるときは、学生が本学入学前に行った前条第 2 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

3 学生が本学に入学する前に専門性が求められる職業に係る実務の経験を通じ、当該職業を担うための実践的な能力（本学において修得させることとしているものに限る。）を修得している場合において、教育上有益と認めるときは、文部科学省告示第 109 号（平成 29

年 9 月) 第 4 条により、当該実践的な能力の修得を、本学における授業科目の履修とみなし、30 単位を超えない範囲で単位を与えることができる。

4 前 3 項によって修得したものとみなし、又は与えることができる単位については、編入学等の場合を除き、教授会の議に基づき、第 36 条第 1 項及び第 2 項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて 60 単位を超えない範囲で卒業の要件となる単位として認定することができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 35 条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、卒業することを希望する旨を申し出たときは、長期履修生規程(案)により、その計画的な履修を認めることができる。

(成績の評価)

第 36 条 授業科目の試験の成績は、S (90 点～100 点)、A (80 点～89 点)、B (70 点～79 点)、C (60 点～69 点)、D (59 点以下) の評語をもって表し、S、A、B、C を合格とし、D を不合格とする。

2 前項のほか、特別の必要があるときは、その他の評語をもって合格を表すことができる。

第 9 章 卒業及び学位

(卒業)

第 37 条 本学に 4 年(第 25 条第 1 項の規定により入学した者は、同条第 2 項の規定により定められた在学すべき年数)以上在学し、別表 1 に定める授業科目を履修して、次に定める科目ごとの単位数及び卒業必要単位数以上を修得した者について、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

	基礎科目	職業専門科目	展開科目	総合科目	卒業必要単位
グローバル ビジネス学科	20 単位以上	80 単位以上 (臨時実務実 習 20 単位を 含む)	20 単位以上	4 単位以上	124 単位以上

2 学長は、卒業を認定した者に対して、卒業証書を授与する。

(学位授与)

第 38 条 学長は、前条の規定により、卒業を認定した者にグローバルビジネス学士(専門職)の学位を授与する。

第 10 章 休学、転学、留学、退学及び除籍

(休学)

第 39 条 疾病その他やむを得ない事由により 1 カ月以上就学することが出来ない者は、保証人連署の休学願に医師の診断書または理由書を添えて、学長に提出し許可を得て休学することができる。

2 疾病その他の理由により就学することが適当でないと認められる者については、学長は教授会の意見を聴いて休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 40 条 休学期間は 1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して 4 年を超えることができない。

3 休学期間は、第 22 条の在学期間には算入しない。

(復学)

第 41 条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

2 復学の時期は、各学期の始めとする。

(転学)

第 42 条 他の大学への入学又は転入学を志願しようとする者は、保証人連署の転学願を学長に提出し、転学の許可を得なければならない。

(留学)

第 43 条 外国の大学又は短期大学への留学を希望する者は、学長の許可を得て留学することができる。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第 37 条に定める在学期間に含めることができる。

3 第 34 条の規定は、第 1 項の規定により外国の大学又は短期大学へ留学する場合に準用する。

(退学)

第 44 条 疾病その他やむを得ない理由により退学しようとする者は、保証人連署の退学願に学生証を添えて学長に提出し、退学の許可を得なければならない。

(除籍)

第 45 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- (2) 第 19 条に定める在学年限を超えた者
- (3) 第 40 条第 2 項に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (4) 長期間にわたり行方不明の者
- (5) 疾病その他の理由により成業の見込みが無いと認められた者

第 11 章 賞罰

(表彰)

第 46 条 学生として表彰に価する行為があった者は、教授会の議を経て、学長が表彰することができる。

(懲戒)

第 47 条 本学の規則に違反し、又は学生として本分に反する行為をした者は、教授会及び評議会の議を経て、学長が懲戒する。

- 2 前項の懲戒の種類は退学、停学及び訓告とする。

第 12 章 研究生、科目等履修生、社会人聴講生、特別聴講学生及び外国人留学生

(研究生)

第 48 条 本学において、特定の専門事項について研究することを志願する者がいるときは、学長は教授会の意見を聴いて、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生を志願する者は、所定の願書、その他の必要書類を選考料とともに指定の期日までに提出しなければならない。
- 3 研究生には試験は行わない。

(科目等履修生)

第 49 条 本学において、本学所定の授業科目のうち 1 科目または複数科目の履修を志願する者がいるときは、学長は教授会の意見を聴いて、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 科目等履修生を志願する者は、所定の願書、その他の必要書類を選考料とともに指定の期日までに提出しなければならない。
- 3 科目等履修生に対する単位の授与については、第 34 条の規定を準用する。

(聴講生)

第 50 条 本学において、本学所定の授業科目のうち 1 科目または複数科目の聴講を志願する者があるときは、本学学生の教育に支障のない範囲において、学長は教授会の意見を聴いて、聴講生として聴講を許可することができる。

2 聴講生を志願する者は、所定の願書、その他の必要書類を選考料とともに指定の期日までに提出しなければならない。

3 聴講生には試験を行わない。

(特別聴講学生)

第 51 条 他の大学等（外国の大学を含む）の学生で、本学において授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他大学等との協議に基づき、学長は特別聴講学生として入学を許可することができる。

(外国人留学生)

第 52 条 外国人で、大学において教育を受けることを目的として入国し、本学に留学を志願する者があるときは、学長は選考のうえ当該学部の教授会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することができる。

2 前項の外国人留学生に対しては、第 30 条に掲げるもののほか、日本語科目及び日本事情に関する科目を置くことができる。

第 13 章 入学検定料、入学金及び授業料等

(入学検定料、入学金、授業料、施設設備費、その他臨時に定める学納金)

第 54 条 入学検定料、入学金、授業料等、その他臨時に定める学納金の額は、別表 3 のとおりとする。

(授業料の納付)

第 55 条 入学検定料、入学金、授業料、施設設備費、その他臨時に定める学納金は、本学の指定する期日までに納付しなければならない。

(復学の場合の授業料)

第 56 条 春学期又は秋学期の中途において復学した者は、復学した月から当該学期末までの授業料を、復学した月に納付しなければならない。また、後期再入学者は、前期入学時に納付した学納金の差額のみを納入するものとする。

(学年の途中で卒業する場合の授業料)

第 57 条 学年の途中で卒業する者は、卒業する当該学期までの授業料を納付するものとする。

(休学、退学、転学、除籍及び停学の場合の授業料)

第 58 条 春学期又は秋学期の中途において休学、退学、転学又は除籍した者から徴収する当該学期分の授業料の額は、その全額とする。ただし、休学が春学期又は秋学期の全期間にわたるときは、審査の上その期分の授業料を減免出来る。

2 停学期間中の授業料は、徴収する。

(授業料等の減免等)

第 59 条 経済的理由により授業料等の納入が困難と認められる者、休学中の者その他特別の理由があると認められる者に対しては、授業料等の全部若しくは一部を免除し、又は授業料等を分割して納付させることができる。

(入学金等の納付)

第 60 条 入学金、研究料及び聴講料は、入学の手続を行うときに納付しなければならない。ただし、研究期間の更新を許可された研究生に係る研究料は、指定された期日までに納付しなければならない。

2 入学検定料は、入学の願書を提出するときに納付しなければならない。

(授業料等の不還付)

第 61 条 既納の授業料等は、還付しない。

第 14 章 大学開放

(大学開放)

第 62 条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、大学開放事業を行うことができる。

第 15 章 雑則

(委任)

第 63 条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行に関し必要な事項は、学長が定める。

(既定の改廃)

第64条 既定の改廃は、評議会に諮り理事会で決定する。

(附則)

この学則は令和5年4月1日から施行する。

別表1(第27条、第30条、第37条第1項関係)						
グローバルビジネス学部 グローバルビジネス学科						
科目 区分	授業科目の名称	単位数		履修 方法	卒業要 件	
		必 修	選 択			
基礎科目	スタディスキルズ	1		必修科目 8 単位 選択科目 12 単位 以上	【卒業要件】 次により 必修科目 73 単位、選択科目 51 単位以上、計 124 単位以上を取得すること	
	ICT 演習		2			
	キャリアディベロップメント I	1				
	キャリアディベロップメント II	1				
	キャリアディベロップメント III	1				
	グローバルキャリアディベロップメント		1			
	法学 I	2				
	法学 II		2			
	次世代 SDGs I	2				
	次世代 SDGs II		2			
	English and Current Issues		2			
	English and Popular Culture		2			
	中国語・中国事情 I		1			
	中国語・中国事情 II		1			
国際メディア		2				
国際関係論		2				
職業専門科目	実習科目群	臨地実務実習 I	5		20 単位	基礎科目 20 単位以上 基礎科目の選択科目 17 単位から、12 単位以上取得する
		臨地実務実習 II	5			
		臨地実務実習 III	5			
		臨地実務実習 IV	5			
	国際コミュニケーション科目群	English Fundamentals I	1		必修単位 国際コミュニケーション科目群より 9 単位	
		English Fundamentals II		1		
		English for Global Business I	1			
		English for Global Business II	1			
		English for Global Business III		1		
		English for Global Business IV		1		
Discussion for Global Business	1					
Presentation for Global Business		1				

専門基礎科目群	応用英語コミュニケーションⅠ	2		専門基礎科目群より 12単位	職業専門科目 80単位以上	
	応用英語コミュニケーションⅡ		2			
	米英ビジネスジャーナル読解		2			
	English Writing SkillsⅠ	2				
	English Writing SkillsⅡ		2			
	貿易実践英語	1				
	専門基礎科目群	マーケティング概論	2		16単位 選択科目	職業専門科目全体の 選択科目45 単位から、21単 位以上取得す る
		流通論	2			
		グローバルマーケティング実習	2			
		経営とDX		2	職業専門科目全体 より 21単位 以上 合計 60単位以上	展開科目20単 位以上 展開科目の選 択科目から30 単位から、18単 位以上取得す る
		経営	2			
		イノベーションマネジメント	2			
		プロジェクトリーダー養成実習	2			
		経営組織論		2		
経済学Ⅰ		2				
経済学Ⅱ			2			
国際経済学総論			2			
ビジネスファイナンス		2				
国際金融論		2				
専門基礎科目群	グローバルサプライチェーンマネジメント 総論	2		履修の 単位の 上限:48 単位(年 間)		
	グローバルサプライチェーンマネジメント Ⅰ	2				
	グローバルサプライチェーンマネジメント Ⅱ		1			
	グローバルサプライチェーンマネジメント 実習		2			
	貿易概論	2				
	貿易実務論		2			
	貨物輸送論	2				
	貨物輸送実習		2			
	通関概論		2			
	通関論		2			
	eコマース実践	2				
アジアビジネス	2					

	グローバルロジスティクスⅠ		2		
	グローバルロジスティクスⅡ		1		
	最新物流戦略		2		
	国際通商協定		2		
	IT 概論	2			
	データ解析		2		
	DX 論Ⅰ	2			
	DX 論Ⅱ		2		
	DX 論Ⅲ		1		
展開科目	デザイン設計	2		必修科目 2 単位	
	メディアデータベース		2		
	メディア戦略Ⅰ		2		
	メディア戦略Ⅱ		3		
	メディア戦略Ⅲ		3		
	メディア戦略実践Ⅰ		1		
	メディア戦略実践Ⅱ		2		
	メディア戦略実践Ⅲ		2		
	メディアプログラムⅠ		2	選択科目 18 単位 以上	
	メディアプログラムⅡ		2		
	国際観光ビジネスⅠ		2		
	国際観光ビジネスⅡ		2		
	翻訳制作		1		
	日米言語比較		2		
	国際ビジネスリサーチ		2		
異文化理解		2			
総合科目	事業創生実習	4		必修 4 単位	

別表 2(第 22 条、第 23 条関係)				
グローバルビジネス学部 グローバルビジネス学科				
入学者の選抜の種類と方法				
選抜名称	対象	選抜方法	出願資格	提出書類
① 一般選抜		学力検査 (英語、 小論文) 書類審査	次の項のいずれかに該当する者 1. 高等学校(特別支援学校の高等部を含む)または中等教育学校を卒業した者および2023年3月までに卒業見込みの者 2. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者および2023年3月までに修了見込みの者 3. 学校教育法の規定または本学の審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者および2023年3月31日までにこれに該当する見込みの者で、2023年3月31日までに18歳に達する者	①志願票 ②志望理由書 ③検定料振込証明書 ④調査書・成績証明書 (出身高校や大学など)
② 学校推薦型選抜		面接 書類審査	・指定校制度・については以下の要件を満たす者 1. 高等学校または中等教育学校を2022年3月までに卒業見込みの者 2. 人格・識見に優れ、高等学校長または中等教育学校長による推薦が受けられる者 3. グローバルビジネス学	①志願票 ②志望理由書 ③検定料振込証明書 ④調査書 ⑤推薦書

			部グローバルビジネス学科を専願とする者 4. 出願時の評定平均 3.2 以上の者	
③ 総合型選抜		面接書類審査	次の項のいずれかに該当する者 1. 高等学校または中等教育学校を卒業した者 2. 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者 3. 学校教育法の規定または本学の審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者および 2023 年 3 月 31 日までにこれに該当する見込みの者で、2023 年 3 月 31 日までに 18 歳に達する者	①志願票 ②志望理由書 ③検定料振込証明 ④調査書 ⑤推薦書
④ 特別選抜	社会人	面接書類審査	以下の 1、2 の要件を満たす者 1. (1)～(3)の項のいずれかに該当する者(1) 高等学校または中等教育学校を卒業した者(2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者(3) 学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号) 第 150 条の規定により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者 2. 通算して 3 年以上の職務経験(家事専従を含む)を有す	①志願票②志望理由書 ③検定料振込証明④調査書・成績証明書(出身高校や大学など)
	留学生	学力検査(英語、	次の項のすべてに該当する者	①志願票 ②志望理由書

		<p>小論文) 面接 書類審査</p>	<p>1. 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した(見込みのもの、または、その国において大学入学資格を有する者</p> <p>2. 日本国以外の国籍を有し、入学時に 18 歳に達する者</p> <p>3. 日本語能力の基準について、以下のいずれかを受験資格として定める。 ア) 日本語能力試験 (JLPT) の N2 以上に合格している。 イ) 日本留学試験 (EJU) の日本語科目で、読解、聴解・聴読解の合計が 200 点以上を取得している。</p> <p>4. 本学の学生として「出入国管理及び難民認定法」による在在留資格「留学」を取得または更新できる者</p>	<p>③検定料振込証明書 ④最終出身校の卒業証明書又は卒業見込み証明書及び学業証明書 ⑤最終学校長又は指導教授の推薦書 ⑥日本語能力証明書 ⑦日本入国後の身元保証人の氏名、年齢、職業、住所等を記載した書類 ⑧授業料等の支弁能力証明書 ⑨健康診断書 ⑩旅券の写し ⑪日本での最終校の出席状況証明書 ※日本国内で学校(日本語学校、専門学校等)に在籍した、又は在籍している者のみ ⑫住民票の写し ⑬在留カードのコピー ⑭その他必要に応じて本学が指定する書類</p>
--	--	-----------------------------	---	---

別表 3(第 22 条、第 24 条、第 54 条関係)

グローバルビジネス学部 グローバルビジネス学科 入学検定料及び学生納付金

区分		金額
入学検定料		20,000 円
学生納付金	入学金(入学時のみ)	200,000 円
	授業料等	1,150,000 円

教育課程連携協議会規程

(第13条関係)

グローバル Biz 専門大学教育課程連携協議会規程

(目的)

第1条 この規程は、専門職大学設置基準第11条及び学則第41条に基づき、グローバル Biz 専門職大学（以下「本学という。」）と産業界及び地域社会との連携により、本学の教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するために設置する教育課程連携協議会（以下「連携協議会」という。）について必要な事項を定める。

(任務)

第2条 連携協議会は、次の各号に掲げる構成員で組織する。

(1) 学長が指名する教員、その他の職員1名以上

(2) 本学の課程に係る職業に就いている者又は当該職業に関連する事業を行う者による団体のうち、広範囲の地域で活動するものの関係者であり、当該職業の実務に関し、豊富な経験を有するもので、学長が認めたもの1名以上

(3) 地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者その他の地域の関係者で、学長が認めたもの1名以上

(4) 臨地実務実習（専門職大学設置基準第29条第1項第4号に規定する臨地実務実習をいう。）その他の授業科目の開設又は授業の実施において本学と協力する事業者又はその事業所に所属し、責任のある職位のもので、学長が認めたもの1名以上

(5) 本学の教員、その他の職員以外の者であって学長が必要と認めるもの1名以上

2 構成員の任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。

(議長)

第3条 連携協議会に議長を置く。

2 議長は、構成員の互選により選出するものとする。

3 議長が連携協議会を招集する。

(審議事項)

第4条 連携協議会は、次に掲げる事項について審議し、学長に意見を述べるものとする。

(1) 産業界及び地域社会との連携による授業科目の開設、その他の教育課程の実施に関する基本的な事項

(2) 産業界及び地域社会との連携による授業の実施、その他の教育課程の実施に関する基本的な事項及びその実施状況の評価に関する事項

(連携協議会の開催)

第5条 連携協議会は、原則年2回開催するほか、議長が必要と認めた場合に開催する。

2 連携協議会の開催は、過半数の協議員の出席を必要とする。

(連携協議会録の作成)

第6条 大学事務局は議事録を作成する。

(連携協議会の事務)

第7条 連携協議会に関する事務は、大学事務局で行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、協議会及び理事会の意見を聴いて、学長が行う。

(附則)

この規程は令和5年4月1日より施行する。

長期履修生規程
(第 35 条関係)

学校法人 深堀学園
グローバル Biz 専門職大学
長期履修生規程

(目的)

第1条 この規程は、グローバル Biz 専門職大学（以下「本学」という。）の学則 35 条（長期履修生）に基づき、長期履修に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象者)

第2条 長期履修の申請をすることができる者は、通常の学生に比べて時間的に履修や研究に制限があるものとして、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有し、就業している者（自営業や臨時雇用を含む）。ただし、履修や研究に影響を与えない範囲での軽微なアルバイトやパートタイムに従事する者については、適用は認められない。
- (2) 出産、育児又は親族の介護を行う必要のある者
- (3) その他疾病等により、標準修業年限で修了することが困難であると学長が認めた者

(長期履修機関および在学年限)

第3条 長期履修の期間は、本学学則第 18 条（修業年限）に定める年限に、2 年を超えない範囲内で学長が許可した期間を加えた年数とする。

2 長期履修を行う学生の在学年限（長期履修を行う期間以外の期間を含む。）は、修業年限の 2 倍の年数に、学長が許可した期間を加えた年数とする。

(申請手続き)

第4条 長期履修の適用を希望する者は、入学予定者においては学生募集要項等で定めた時期、在学生においては毎年度末 1 月末までに、それぞれ次の書類を添えて、学長に願い出なければならない。

- ① 長期履修学生申請書（本学所定の様式）
- ② 第2条第1項の各号に定める申請資格を証明する書類
- ③ その他、学長が必要と認める書類

(決定)

第5条 長期履修の適用は、前条の申請に基づき、教授会の議を経て、学長が決定する。

(授業料等)

第6条 授業料を標準修業年限で乗じ長期履修期間で除した額を、年度ごとに納入、なお、授業料以外の学費（施設設備費など）については、通常額となる。

(長期履修期間の変更)

第7条 長期履修認可学生が、認可された長期履修機関の延長または短縮を希望する場合は、認可を受けようとする学年開始の2か月前までに、本学所定の書類を添えて学長に申請しなければならない。ただし、修了する予定の Semester における延長の申請はできない。

2 前項の申請については、長期履修学生として入学した者のみ受け付けることとし、教授会の議を経て、学長が許可する。

3 長期履修期間の変更は1年単位で申請できるものとし、本学在学中1回に限り許可することができる。

4 変更申請が許可された場合における授業料その他納付金の額は、別に定める。

(長期履修の許可の取消し)

第8条 長期履修認可学生が本学学則および諸規定に違反したとき、または長期履修に関し虚偽の申請をしたとき、学長は、教授会の議を経て、長期履修の許可を取り消すことができる。

(規定の改廃)

第9条 この規程の改廃は、教務委員会の意見を聴き、教授会の議を経て、学長が定める。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、運用上必要な事項は、細則等で定める。

2 前項の運用細則の定めた場合は、運営会議に報告するものとする。

附

この規程は、令和5年4月1日より施行する。

グローバル Biz 専門職大学 教授会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「法」という。）第93条の規程に基づき、グローバル Biz 専門職大学（以下「本学」という。）に置かれる教授会に関し必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 教授会は、専任の教授、准教授、講師、及び助教で構成する。

2 議長は、学長または学長が任命する教授が担当し、議長が教授会を招集する。議長がやむを得ない事情で出席できない場合には、その会議に限り議長の指名した者が議長の職務を代行する。

(任務)

第3条 教授会は、法第93条2項各号の規定に基づき、次に掲げる事項について審議し、議長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項
- (2) 学位の授与に関する事項

2 教授会は前項各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項において教授会の意見を聴くことが求められ、議長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(招集)

第4条 教授会は、当該組織の長が招集する。

2 当該組織の長は、全構成員の3分の1以上の要求があるときは、教授会を招集することができる。

(構成員以外の出席)

第5条 教授会が必要と認めた時は、構成員以外の者を出席させ、意見または説明を聴くことができる。

(議事)

第6条 議長は、教授会を主宰する。

2 教授会は、当該構成員の3分の2以上が出席しなければ開催できない。ただし、休職中の者、公務のため海外に出張しているもの、及び職務に専念する義務を免除さ

れている者は、構成員に含めない。

- 3 教授会の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決定する。

(議事録)

第7条 教授会は議事録を作成し、当該教授会開催後の直近の教授会でこれを確認した後、保管しなければならない。

(守秘義務)

第8条 学生の個人情報に関する事項及び人事に関する事項の審議内容については、秘密を漏らしてはならない。

(既定の改廃)

第9条 この規程の改廃は、理事会の議を経て学長が定める。

附則

この規程は令和5年4月1日から施行する。